

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（9）
2. 日時：令和2年4月14日（火）13時30分～15時15分
3. 場所：原子力規制庁9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

実用炉審査部門

正岡管理官補佐、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、義崎管理官補佐、
宮本主任安全審査官※、角谷安全審査官※、照井安全審査官、桐原調整係長

専門検査部門

村尾企画調査官

事業者：

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力発電部門 品質保証グループ マネージャー他4名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ マネージャー他4名※

中部電力株式会社

原子力部 品質保証G長他3名※

5. 要旨

- (1) 事業者から、令和2年2月27日に提出された保安規定変更認可申請書に係る記載方針について、令和2年4月10日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
 - 「原子力安全に対する重要度」を発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類審査指針に基づき決めるとしているが、同指針には定めがない作業員被ばくや公衆被ばく等については、どのように重要度を定めるのか説明すること。
 - 保安規定第3条（案）と設置許可本文十一号との差分をもれなく抽出・説明すること。
 - 関係法令の遵守については、「認識を高める」という関係法令を遵守するための手段が目的化しているため、考え方を整理すること。
 - 内部コミュニケーションについては、縦のコミュニケーションについての記載のみであるため、横のコミュニケーションについても記載を検討すること。
 - 保安規定に定める要員に必要な力量については、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に関するものであることは自明であるため、例外を想起させる、「原子力安全の達成に影響がある業務に従事する」といった限定の記載の有無について検討すること。
- (3) 事業者から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし